

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名	(施策12) 国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用		担当部局名	行政管理局管理官(情報)		
<p>施策の概要</p>	<p>情報公開制度は、行政文書等の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした制度である。また、個人情報保護制度は、行政機関等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政等の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした制度である。</p> <p>「行政の透明性の向上と信頼性の確保」という政策を進めるためには、国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図ることが重要である。このため、本施策においては、次の諸法律の施行状況を主な指標として設定し、運用状況を把握する。</p> <p>○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平11法42。「行政機関情報公開法」)</p> <p>○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平13法140。「独法情報公開法」)</p> <p>○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭63法95。「昭63個人情報保護法」)</p> <p>○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法58。「行政機関個人情報保護法」)</p> <p>○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法59。「独法個人情報保護法」)</p>					
<p>主な指標の状況</p>	<p>主な指標等</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>14年度</p>	<p>15年度</p>	<p>16年度</p>
<p>各府省における情報公開・個人情報保護制度の施行状況</p>	<p>行政機関情報公開法の施行状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>開示請求の件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>59,887件</p>	<p>73,348件</p>	<p>87,123件</p>	
<p>開示決定等の件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>59,203件</p>	<p>68,867件</p>	<p>76,743件</p>	
<p>不服申立ての件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>914件</p>	<p>1,158件</p>	<p>1,367件</p>	
<td colspan="6" data-bbox="443 857 1466 902"> <p>(注)上記については、一部を除いてほとんどすべて(約99.8%)が開示決定等の期間内に開示決定等がされている。また、不服申立てについては、審査会の答申が蓄積されつつあり、個別具体の事案に即した解釈・運用に当たっての資産として価値を有している。</p> </td>	<p>(注)上記については、一部を除いてほとんどすべて(約99.8%)が開示決定等の期間内に開示決定等がされている。また、不服申立てについては、審査会の答申が蓄積されつつあり、個別具体の事案に即した解釈・運用に当たっての資産として価値を有している。</p>					
<p>独法情報公開法の施行状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>開示請求の件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>5,567件</p>	<p>5,821件</p>	<p>6,594件</p>	
<p>開示決定等の件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>4,600件</p>	<p>5,484件</p>	<p>6,818件</p>	
<p>不服申立ての件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>47件</p>	<p>77件</p>	<p>124件</p>	
<td colspan="6" data-bbox="443 1048 1466 1093"> <p>(注)上記については、一部を除いてほとんどすべて(約99.9%)が開示決定等の期間内に開示決定等がされている。また、不服申立てについては、審査会の答申が蓄積されつつあり、個別具体の事案に即した解釈・運用に当たっての資産として価値を有している。</p> </td>	<p>(注)上記については、一部を除いてほとんどすべて(約99.9%)が開示決定等の期間内に開示決定等がされている。また、不服申立てについては、審査会の答申が蓄積されつつあり、個別具体の事案に即した解釈・運用に当たっての資産として価値を有している。</p>					
<p>昭63個人情報保護法の施行状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>・官報公示対象個人情報ファイル(総務省に通知され、官報に公示されている個人情報ファイル)は、平成17年3月現在、24行政機関の3,013ファイル ・個人情報ファイルの保有目的以外の目的のための利用・提供(同法第9条第2項)は、8行政機関の32個人情報ファイル ・3行政機関の5個人情報ファイルについて785件の開示請求があり、一部開示31件及び処理中事案1件を除き全部開示</p>			
<p>施策の主な実施手段の状況</p>	<p>予算執行を主とするもの</p>	<p>該当なし</p>				
<p>制度の企画・運用を主とするもの</p>	<p>項目</p>	<p>概要</p>				
<p>情報公開法の制度運営に関する改善措置の実施</p>	<p>・情報公開法の施行後4年後の見直し作業の一環として平成16年度に「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催し、両法のこれまでの施行状況等を踏まえ、その制度運営の全般にわたり検討を加えた。これを受けて、検討を要するとされた事項について、平成17年度に、総務省行政管理局長通知(H17.4.28)の発出、各省申し合わせ、政令の改正、答申分析等の改善措置を講じた。 また、改善措置について一般に周知徹底を図るため、説明会の開催、研修会・セミナーへの講師の派遣、周知用資料の配布等を行った。</p>					
<p>個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用</p>	<p>・平成17年4月に施行された行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法について、個人情報の適切な管理の徹底を図るため、総務省行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室長通知(H17.8.9、H18.3.8)を発出した。 また、法の趣旨について、一般に周知徹底を図るため、説明会の開催、研修会・セミナー等への講師の派遣、周知用資料の配布等を行った。</p>					

『平成18年度施策実施状況調書』

施策の主な実施手段の状況	項目	概要				
	情報提供等を主とするもの、その他	情報公開法の施行状況調査結果の公表	・行政機関情報公開法及び独法情報公開法の施行状況調査(平成16年度)を実施・公表(17年9月)			
	昭63個人情報保護法の施行状況の公表	・昭63個人情報保護法の施行状況調査(平成16年度)を実施・公表(17年6月)				
(業務改善の取組状況)						
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 行政機関情報公開法等の適正かつ円滑な運用の確保が必要 この目標達成に向けて、本施策の推進のための予算措置及び体制の充実が課題			予	制	専
本施策に関する専門家の意見等						
本施策に関する主な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」(平成17年3月29日) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050329_1.html ・「平成16年度における情報公開法の施行の状況について」(平成17年9月総務省行政管理局情報公開推進室) http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyouhou_sikou16.html ・「平成16年度行政機関個人情報保護法施行状況調査結果報告書」(平成17年6月総務省行政管理局) http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kojihogo2003/index.html 					